

消費者団体との意見交換会 農薬の安全性について



平成25年5月21日
関東農政局浜松地域センター

消費者からの声

農薬ってなんだか不安。農薬を使わないで農産物を作ってもらいたいな。



農作物には農薬が残っているのかしら？食べても安全なのかな？



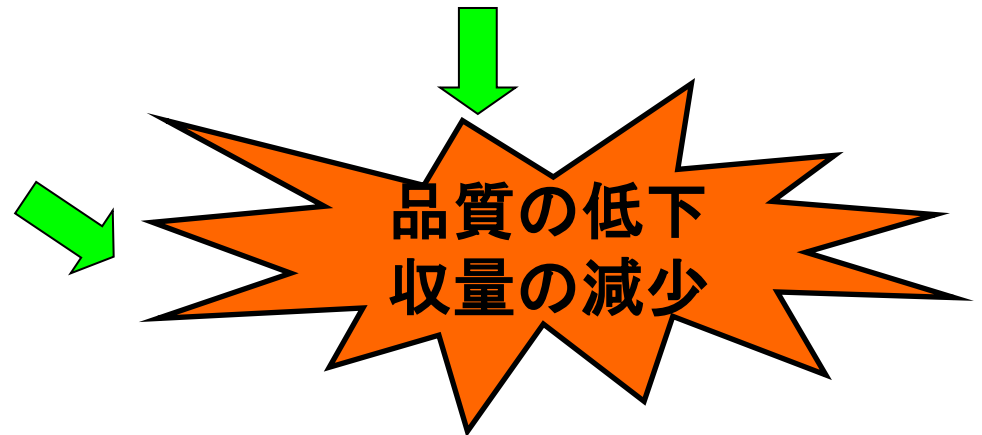
こんな被害がおこります！



トマトの疫病



りんごのシンクイムシ



こんなに違います！



防除区(農薬使用)

無防除区

病害虫や雑草から農作物を守るためには、 こんな方法があります。 例えば・・

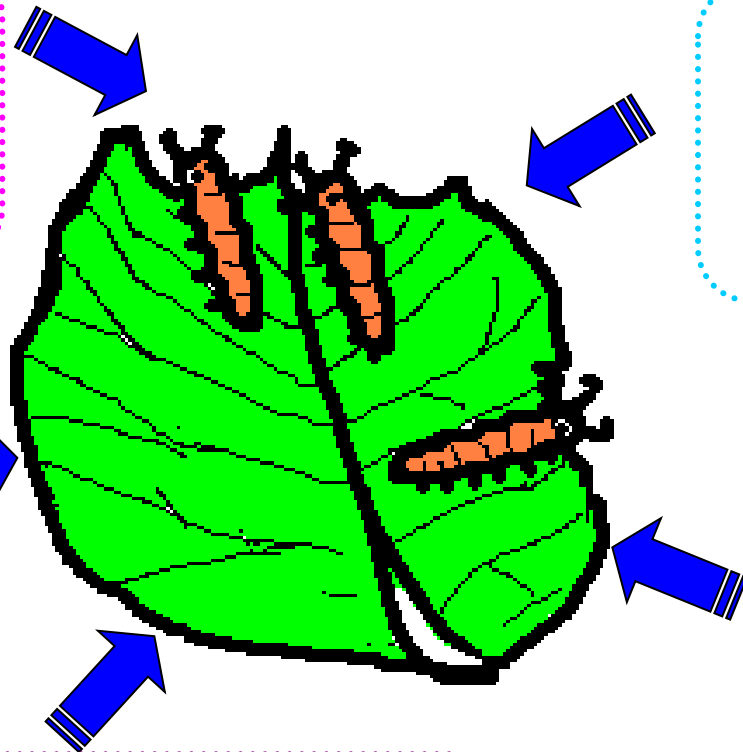
病害虫に強い農作物
をつくる

防虫ネットや雑草を
抑えるシートを使う

病害虫の嫌がる
植物を植える

化学合成や天然
由来の農薬を使う

アイガモやコイで雑草
を抑える



なぜ農薬がよく使われるのでしょうか？

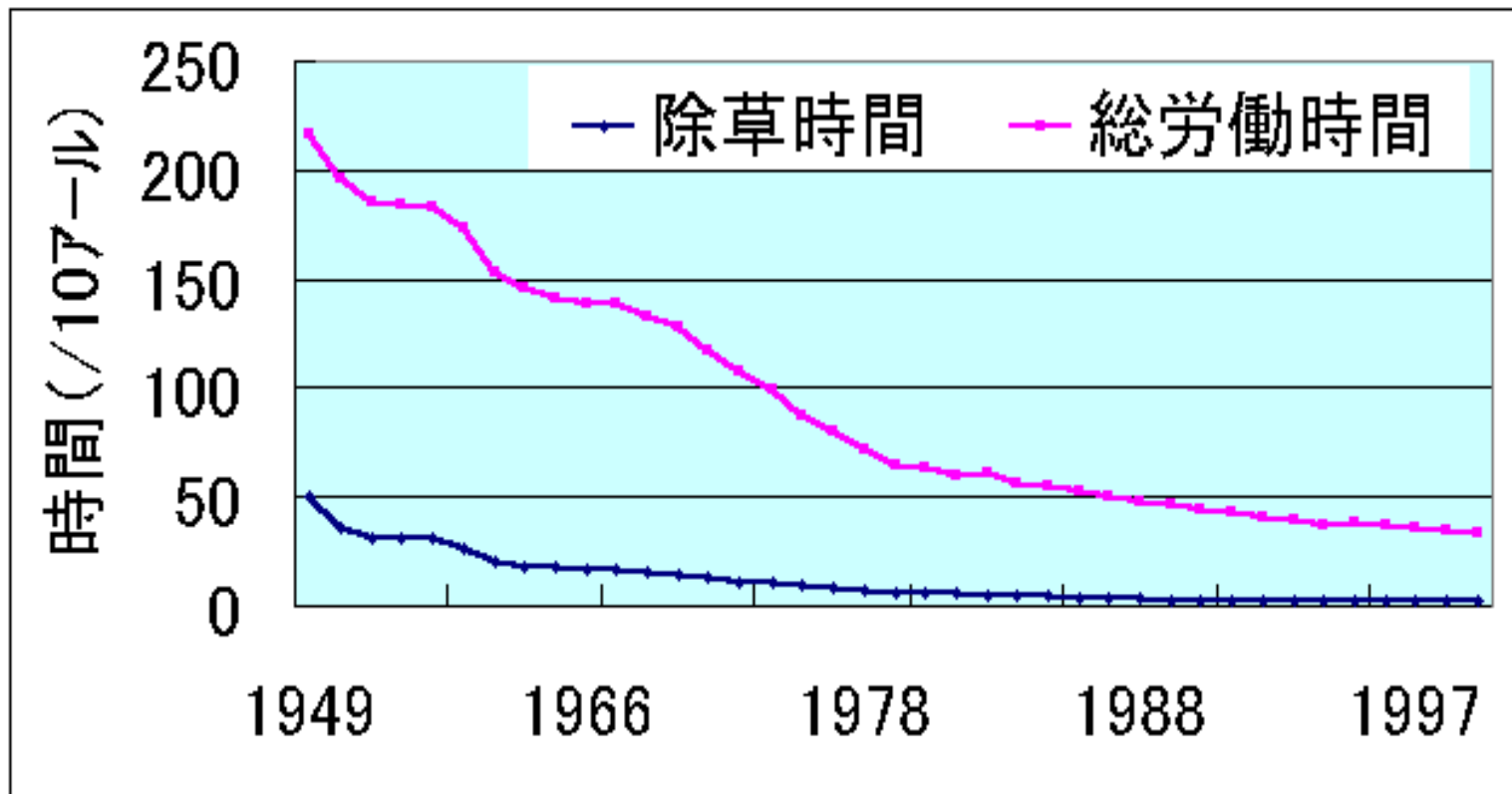
☆少ない労力で農作物を病害虫や雑草から守ることができます。

☆効果が現れるのが速く、安定しています。

農薬を使用することによって、労働力を軽減することができます。

水稻作業の労働時間の推移

10アール当たり労働時間



農薬を使用することにより、収穫量が安定します。

病害虫や雑草による作物の収穫量の減少

作物名(試験例数)	推定収穫減少率 (平均)%
水稻(10)	28
小麦(4)	36
大豆(8)	30
りんご(6)	97
キャベツ(10)	63
だいこん(5)	24
きゅうり(5)	61
トマト(6)	39
ばれいしょ(2)	31

資料: 社団法人日本植物防疫協会「農薬を使用しないで栽培した場合の病害虫等の被害に関する調査(1993年)」

農薬の安全性確保に係る制度

農薬取締法

環境省

登録保留基準
の設定

農林水産省

1. 農薬の登録
2. 農薬販売者の取締
3. 農薬使用の規制
(使用基準の遵守)

農薬製造者
農薬輸入者

農薬販売者

農薬使用者

【安全な農産物生産の確保】

食品衛生法

厚生労働省

1. 残留農薬基準の設定
2. 食品の検査
3. 食品の輸入
販売等の規制

食品流通業者
食品販売者

消費者

【安全な農産物流通
・提供の確保】

食品の安全確保のための 残留農薬規制の仕組み

○基本的な考え方

毎日の食事を通じて摂取する農薬等の
量が**ADIを越えない**ようにする。

「ADI」とは？

ADI(許容一日摂取量: Acceptable Daily Intake)

とは、ある物質について人が生涯その物質を毎日摂取し続けたとしても、健康に対する有害な影響が現れないと考えられている一日当たりの摂取量

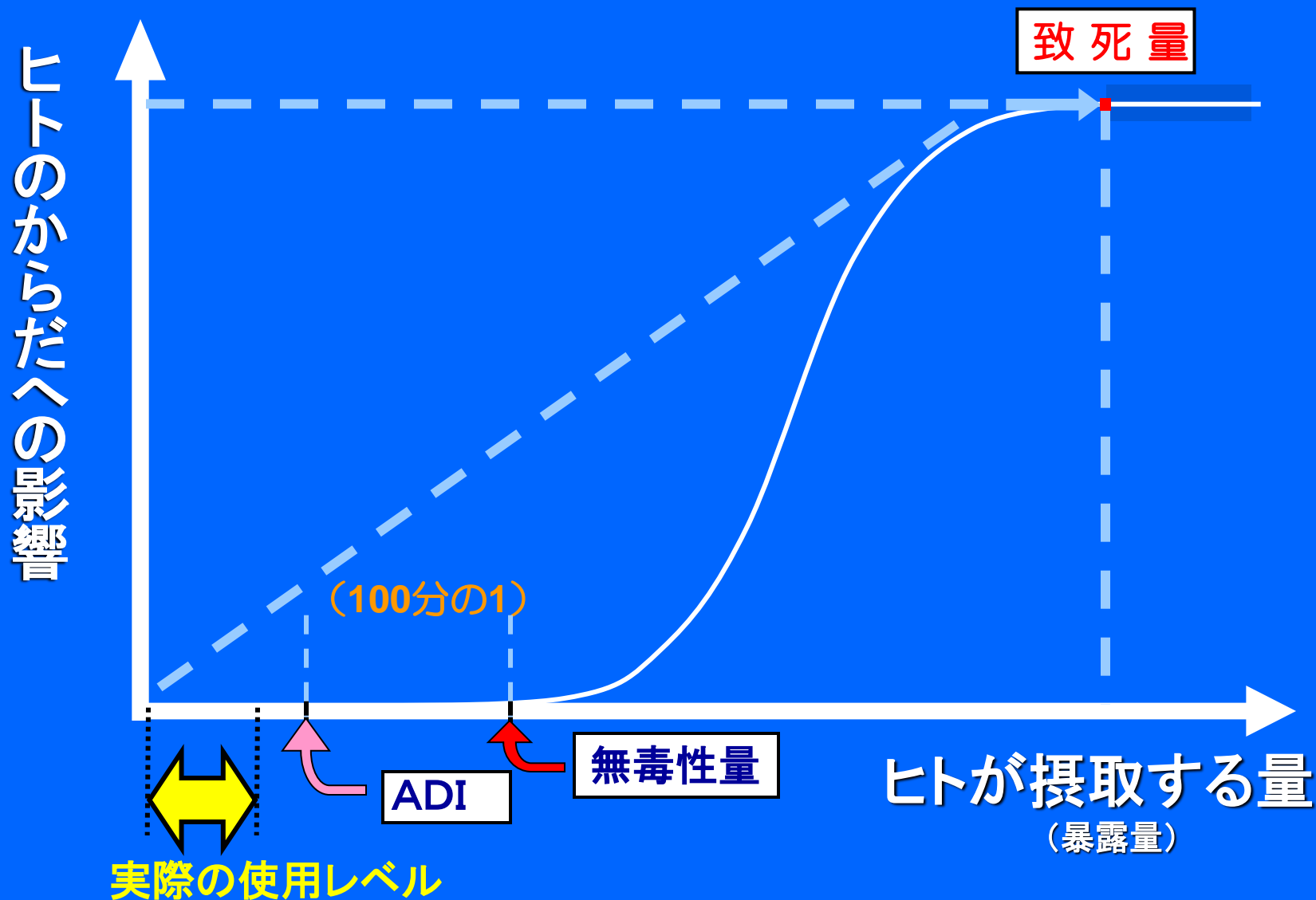
通常、一日当たり体重1kgあたりの物質質量(mg/kg/day)で表されます。

[ADI]はどうやって決めるのか？

GLP (Good Laboratory Practice : 安全性試験の適正実施に関する基準) に従って作成された安全性試験のデータに基づき、食品安全委員会が評価急性、亜急性、慢性、発がん性、催奇形性、繁殖などの各種安全性試験から、有害な作用の認められない量(無毒性量)を評価し、安全係数(通常は種差、個体差それぞれ10)を考慮してADIを設定



摂取量と人体への影響の関係



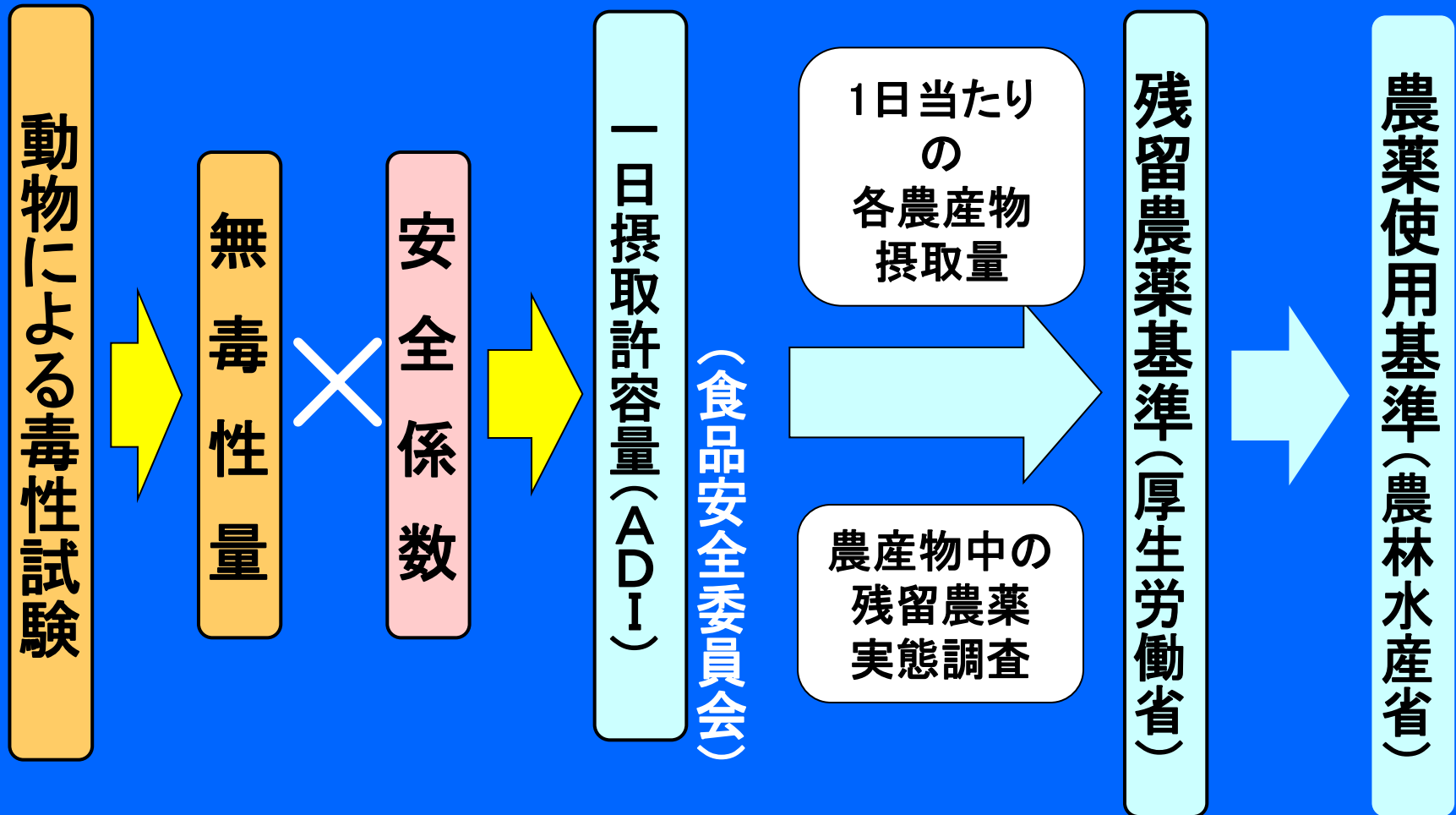
残留農薬基準とは

農作物ごとに許容できる農薬の残留量

農薬の残留基準の決め方

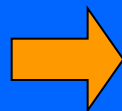
- ・日本人が平均的に食べる1日あたりの農作物中に含まれる残留農薬を推定し、その合計がADI（許容一日摂取量）の80%を超えない範囲で基準を設定（水や大気など農作物以外から農薬が体内に取り込まれる可能性があるため）
- ・国民平均だけでなく、幼少児、妊婦、高齢者も考慮
- ・毎日食べる農作物の量、栽培に必要な農薬の量が違うことから、農作物ごとに基準を設定

農薬の残留基準の決め方



農薬登録制度による安全性チェック

農薬取締法により、登録された農薬のみが製造、輸入、販売、使用が可能



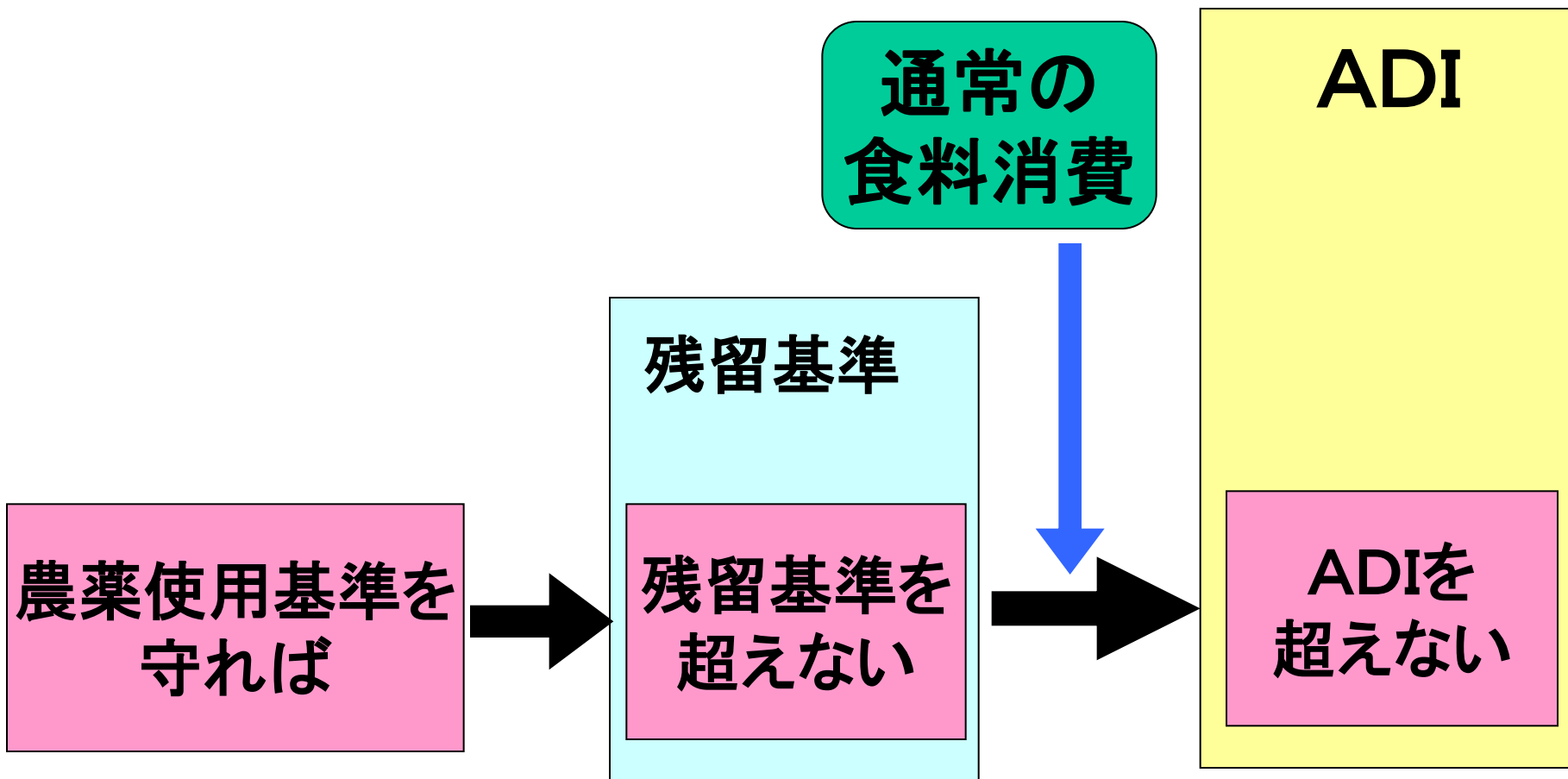
安全性が確認されない農薬は登録されない
(=使用できない)



農薬登録申請時に提出が必要な毒性等の試験成績
(食用作物に残留する可能性がある農薬)

- ① 毒性試験
- ② 動植物体内での農薬の分解経路と分解物の構造等の情報を把握
- ③ 環境影響試験
- ④ 農作物残留性試験

農薬登録制度による 安全性チェック



農薬使用基準

遵守義務

1 食用作物・飼料作物への農薬使用の遵守義務

- ★適用作物への使用
- ★使用量又は濃度の範囲内
- ★使用時期
- ★総使用回数の範囲内

2 以下の者は、農薬使用計画を毎年度農林水産大臣に提出

- ★くん蒸農薬使用者
- ★航空散布の農薬使用者
- ★ゴルフ場の農薬使用者

努力規定

- 1 有効期限切れ農薬を使用しない。
- 2 農薬を使用した日や場所、農薬の種類や量を記帳する。
- 3 航空散布や住宅地周辺での散布で、農薬が飛散しないようにする。
- 4 水田で使用する農薬の止水期間を守る。
- 5 土壌くん蒸剤の被覆期間を守り揮散防止をする。

農薬の使用方法のチェック

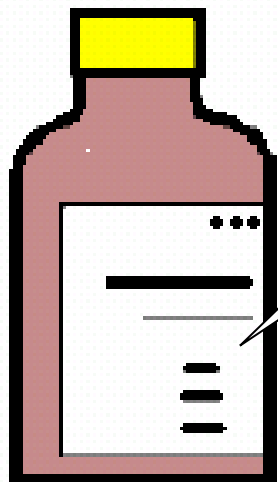
使用方法が守られていることのチェック体制は？

全国約4,700農家（毎年選定）
（野菜、果樹、茶、米など）

農政局地域センター職員による
農薬使用状況の点検
（このうち、残留分析は約1,400農家）

上記以外の農家にも  農薬使用の記帳を行うよう指導
必要があれば立入検査を実施

使用基準はどこに記載されてるの？



こちら
です！

殺虫剤

〇〇水和剤

適用害虫と使用方法

農林水産省登録番号第〇〇号
有効成分：□□□・・・30%

作物名	適用病害虫	希釈倍率	使用時期	総使用回数	使用方法
なす	アブラムシ	1000倍	収穫7日前まで	3回	散布
トマト	オンシツコナジラミ	1000倍	収穫3日前まで	4回	散布

農産物中の農薬の監視

農薬の残留基準値の検査

輸入農産物(食品) → 輸入時に検疫所

国内流通農産物(食品) → 都道府県等の保健所

残留基準値を超える農産物があった場合の扱い

食品衛生法に基づく措置

検疫所や
都道府県衛生部局による
農産物の回収、廃棄、
積み戻しの命令



都道府県農業部局
による調査、指導など

農薬に関する安全性の確保(まとめ)

